

※の評価項目はヒアリング実施時に審査する

評価項目		提案書類	評価の視点・判断基準	配点
組織評価	履行実績 (類似業務)	業務実績調書 (様式ウ)	提案者が平成 27 年度以降公告日までに完了した官民連携による公共施設の活用の導入可能性調査の実績について評価する。 A (5 点) : 3 件以上 B (3 点) : 2 件 C (1 点) : 1 件	5
	履行実績 (同種業務)	業務実績調書 (様式ウ)	提案者が平成 27 年度以降公告日までに完了した履行実績(類似業務)のうち、同種業務(座席数が 800 席以上の芸術文化ホールを有する文化施設整備を含む官民連携による公共施設の活用の導入可能性調査)の実績について評価する。 A (10 点) : 3 件以上 B (5 点) : 1 ～ 2 件 C (0 点) : 0 件	10
	※実施体制	組織調書 (様式イ)	業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるか等を総合的に評価する。 A (10 点) : 担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できる。 B (5 点) : 担当者の配置や構成が明確であるが、迅速・柔軟に対応できるか不明である(不安がある)。 C (0 点) : 担当者の配置や構成が明確でなく、迅速・柔軟に対応できない恐れがある。	10
担当者評価	業務責任者の履行実績 (同種業務)	配置予定者調書 (様式エ)	業務責任者が平成 27 年度以降公告日までに担当した座席数が 800 席以上の芸術文化ホールを有する文化施設整備を含む官民連携による公共施設の活用の導入可能性調査の実績について評価する。 A (5 点) : 3 件以上 B (3 点) : 1 ～ 2 件 C (0 点) : 0 件	5
	業務担当者の履行実績 (同種業務)	配置予定者調書 (様式エ)	主たる業務担当者が平成 27 年度以降公告日までに担当した座席数が 800 席以上の芸術文化ホールを有する文化施設整備を含む官民連携による公共施設の活用の導入可能性調査の実績について評価する。 A (5 点) : 3 件以上 B (3 点) : 1 ～ 2 件 C (0 点) : 0 件	5
組織評価・担当者評価 計				35
※実施方針等評価	(ア) 業務実施方針	提案資料 (任意様式)	本業務の目的、重要度、条件、内容等の理解度を評価する。 A (15 点) : 非常に優れている。 B (12 点) : 優れている。 C (8 点) : 本業務に支障がない程度である。 D (4 点) : 劣っている。 E (0 点) : 非常に劣っている。	15
	(イ) 業務の実施手順		本業務の工程計画について、業務フローが本業務と整合しているか、業務量や進捗を把握できるものになっているか評価する。 A (15 点) : 妥当性が非常に高い。 B (12 点) : 妥当性が高い。 C (8 点) : 本業務に支障がない程度である。 D (4 点) : 妥当性が低い。 E (0 点) : 妥当性が非常に低い	15
実施方針等評価 計				30
※提案内	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合に評価する。 A (5 点) : 各評価テーマ間の評価が全て B 以上。 B (3 点) : 各評価テーマ間の評価に C 評価以下が 1 つある。 C (0 点) : 各評価テーマ間の評価に C 評価以下が 2 つ以上ある。	5

容 評 価	評価テーマ	的確性	市庁舎本館跡地等活用における課題を的確に捉え、また官民連携に係るポイントや、本調査に取り組むにあたっての着目点・検討すべき点・検討手法等が適切かつ論理的に整理されている場合に評価する。 なお、 <u>委員の半数以上がD評価以下の場合は失格</u> とする。 A（25点）：非常に優れている。 B（19点）：優れている。 C（13点）：本業務に支障がない程度である。 D（7点）：劣っている。 E（0点）：非常に劣っている。	25
		実現性	民間活力導入に向けて検討すべき事項について、専門的な技術や知見に基づき、提案内容を裏付ける実績や根拠資料等が適切に明示されている場合に評価する。 なお、 <u>委員の半数以上がD評価以下の場合は失格</u> とする。 A（25点）：非常に優れている。 B（19点）：優れている。 C（13点）：本業務に支障がない程度である。 D（7点）：劣っている。 E（0点）：非常に劣っている。	25
		独創性	仕様書 5-1 及び 5-2 の業務内容以外に、専門技術・知見に基づく独創性の高い提案がなされているかを評価する。 A（5点）：提案がされており、専門技術・知見に基づく独創性が高い場合 B（3点）：提案がされており、専門技術・知見に基づく独創性が低い場合 C（0点）：提案がされていない場合	5
	提案内容評価 計			60
参 考 見 積	業務コストの経済性と妥当性	業務コストの経済性を評価するとともに業務規模と大きく乖離がないか等妥当性について評価する。 参考見積額（消費税及び地方消費税相当額を含む）について以下のとおり算定する。 ①対象範囲 ・業務規模額：34,960,924 円 ・有効な見積額の範囲：85%(29,716,786 円)以上 100%以下 ②得点計算方法 ・有効な見積額の範囲において最も価格の低いもの（以下「最低額」という。）の点数を 15 点とする。 ・それ以外のものは最低額との差に応じて④計算式のとおりの点数が減点される。 ③失格要件 <u>参考見積額が業務規模額の 85%を下回った場合及び 100%を上回った場合は失格</u> とする。また、これら失格者の参考見積額は最低額とはしない。 ④計算式 点数＝15 点－（1 点×（(参考見積額-最低額)÷350,000 円）） ・小数点以下は切り捨てとする。 ・最低額より参考見積額が高くなるほど点数が下がる。 ⑤計算例(最低額が 32,000,000 円の場合) A 者 32,000,000 円→15 点 B 者 32,500,000 円 15－（1×（32,500,000-32,000,000）÷350,000）＝13.57…→13 点 C 者 33,000,000 円 15－（1×（33,000,000-32,000,000）÷350,000）＝12.14…→12 点 D 者 33,500,000 円 15－（1×（33,500,000-32,000,000）÷350,000）＝10.71…→10 点 E 者 34,000,000 円 15－（1×（34,000,000-32,000,000）÷350,000）＝9.28…→9 点 F 者 34,500,000 円 15－（1×（34,500,000-32,000,000）÷350,000）＝7.85…→7 点 G 者 35,000,000 円→失格	15	
	合計			140

※最も優れた提案の評価が同点になったときは、提案内容評価の点が高い者をもって受託候補者に特定する。

さらに、提案内容評価が同点になったときは、参考見積額の低い者をもって受託候補者に特定する。